

次期計画検討部会について

令和 4 年 1 月 24 日 長野県中小企業振興審議会

長野県附属機関条例（令和 2 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 7 条の規定により、以下のとおり長野県中小企業振興審議会に次期計画検討部会を置く。

目的

中長期的な視点から、本県産業の目指すべき方向を示すとともに、具体的な方策に取り組むことを目的として、平成 30 年 3 月に策定した「長野県ものづくり産業振興戦略プラン【2018-2022】」（以下「産業振興戦略プラン」とする。）の次の計画（以下「次期計画」とする。）を検討するため、「長野県中小企業振興審議会」に「次期計画検討部会」（以下「検討部会」とする。）を置く。

検討事項

検討部会は、本県を取り巻く環境の変化や産業振興戦略プランの取組結果を踏まえ、本県産業の更なる振興を図ることを目的として策定する次期計画の内容等について検討する。

部会長

検討部会には部会長を置く。

部会長は、検討部会に属する委員及び専門委員が互選する。

部会長は、検討部会の事務を掌理する。

部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名した委員又は専門委員が、その職務を代理する。

会議

会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

検討部会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

部会長は、必要があると認めるときには、委員及び専門委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

公開

検討部会は、原則公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

事務局

検討部会の庶務は、産業労働部産業政策課において処理する。

その他

以上のほか、検討部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

検討部会に属する委員及び専門委員

検討部会に属する委員及び専門委員は、以下のとおりとする。

(50音順、敬称略)

氏名	役職等	備考
青柳 和男	(株)ケイケンシステム 代表取締役会長	専門委員
木下 博隆	旭松食品(株) 代表取締役社長	専門委員
桑井 裕至	長野経済研究所 調査部部長代理兼上席研究員	委員
小松 隆史	(株)小松精機工作所 専務取締役	専門委員
杉原 伸宏	信州大学 学術研究・産学官連携推進機構 学長補佐・教授	専門委員
濱田 州博	長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 統括マネージャー	専門委員
百瀬 真希	(株)みやま 代表取締役社長	委員